

# 徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務 委託候補者選定要領

## 1 目的

この要領は、徳島県立近代美術館展示室灯具等改修業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、委託事業者の選考に万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 審査の方法

- (1) 選定委員会において、事業者ごとに提出される企画提案書等による審査を行う。各委員の評価結果を踏まえ、選定委員会による総合的な評価及び調整により、最優秀委託候補者を選定する。選定委員会での説明資料は別紙「企画提案募集要項」に定める提出書類のみとし、それ以外の資料の提出は不可とする。
- (2) 選定委員会は令和8年6月下旬に開催する。
- (3) 参加資格を有する応募者が5者を超える場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選定委員会に参加する5者を選定する。
- (4) 別紙「評価に関する事項」に基づき各委員が採点を行い、最優秀委託候補者及び次点補欠候補者を選定する。
- (5) 応募者が1者のみの場合は、採点を行ったうえで、適・不適を判定する。
- (6) 書面審査を基本とするが、選定委員会において必要と判断した場合は、プレゼンテーション等を求めることがある。

## 3 採点・評価の方法

- (1) 選定委員会の各委員は、応募者ごとに別紙「評価に関する事項」により採点を行う。
- (2) 各委員の評価点の合計が最も高い企画提案書等を提出した者を最優秀委託候補者とする。ただし、各委員の評価点の合計が高い企画提案が複数ある場合など、総合的な評価及び調整を行う必要があると委員長が認めた場合は、委員の協議により、最優秀委託候補者を選定する。
- (3) 採点の結果、同点が2者以上の場合は、「評価に関する基準」の「2.技術提案：照明の質と作品保存」に属する3つの評価項目の合計点数が高い順に高得点者とする。
- (4) 応募者が1者の場合は、各委員が「評価に関する事項」に基づき総合的に審査のうえ、適否（適・不適）の評価を行う。なお、評価が分かれる場合は、選定委員会の協議により最終的な適否の評価を決定する。
- (5) 原則として、各委員の評価点の合計の平均が、配点の60%以上を満たす提案者を、最優秀委託候補者として選定対象とするが、この基準を満たさない場合においても、選定委員からの指示事項を企画提案者が履行できる場合は、この基準を満たすものとする。なお、応募者が1者のみで、適否の評価を行う場合にも同様とする。
- (6) 各委員が採点した採点表を基に、応募者ごとに「委員別集計表」を必要に応じて作成するものとする。

#### 4 失格要件

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 別紙「業務仕様書」又は「企画提案募集要項」に示した、提出に関する条件に適合しない場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 「企画提案募集要項」の「5 参加資格要件」に掲げる要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (6) その他、選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合